

消表対第 659 号  
令和 4 年 5 月 24 日

株式会社栄徳

代表取締役 松井 尚美 殿

消費者庁長官 伊藤 明子  
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「First Shot」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

### 1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
- ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、少なくとも令和 2 年 8 月 27 日から令和 4 年 4 月 15 日までの間、「Amazon.co.jp」と称するウェブサイトにおける本件商品の販売ページ（以下「本件ウェブページ」という。）において、例えば、「火災発生→First Shot を火元へ投げる→迅速に消火」、「ファーストショット 1 本の適用火災範囲は、約 8 m<sup>2</sup>（立方メートル）です。」、「ファーストショットは、天井まで届いていない火災いわゆる A 火災を対象にした製品です。瞬時に発生する特殊ガスが、火災を立体的に、効果的に鎮火します。」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届かない程度の火災で、かつ、約 8 m<sup>3</sup> の範囲に炎が広がるまでの火災の火元に本件商品 1 本を投げるだけで、本件商品の消火剤から発生するガスの立体的な消火効果も作用して、当該火災を消すことができる効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。
- イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

- (1) 株式会社栄徳（以下「栄徳」という。）は、愛知県西尾市法光寺町西山12番地に本店を置き、消火用具の販売業等を営む事業者である。
- (2) 栄徳は、本件商品を自ら一般消費者に販売している。
- (3) 栄徳は、本件商品に係る本件ウェブページの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア 栄徳は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、少なくとも令和2年8月27日から令和4年4月15日までの間、本件ウェブページにおいて、例えば、「火災発生→First Shotを火元へ投げる→迅速に消火」、「ファーストショット1本の適用火災範囲は、約8m<sup>2</sup>（立方メートル）です。」、「ファーストショットは、天井まで届いていない火災いわゆるA火災を対象にした製品です。瞬時に発生する特殊ガスが、火災を立体的に、効果的に鎮火します。」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届かない程度の火災で、かつ、約8m<sup>3</sup>の範囲に炎が広がるまでの火災の火元に本件商品1本を投げるだけで、本件商品の消火剤から発生するガスの立体的な消火効果も作用して、当該火災を消すことができる効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、栄徳に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、栄徳は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

## 3 法令の適用

前記事実によれば、栄徳が自己の供給する本件商品の取引に関し行っていた表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容につ

いて、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同法第5条の規定に違反するものである。

#### 4 法律に基づく教示

##### (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

##### (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があつた場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>「火災発生→First Shot を火元へ投げる→迅速に消火」及び「①火災発生時にFirst Shot をカバーケースから取り出し、②ボトルをそのまま火元へ投げます。ボトルが燃焼物に当たった※1衝撃で割れ、飛散した消火剤から消火に有効なガス※2が発生。③迅速に消火します。※3」との記載と共に、別添写しの枠囲み(1)のイラスト</li> <li>「ファーストショット1本の適用火災範囲は、約8 m<sup>2</sup> (立方メートル) です。※消火範囲を超える広さの場合、複数本投げてください。」及び「ファーストショットは、天井まで届いていない火災いわゆるA火災を対象にした製品です。瞬時に発生する特殊ガスが、火災を立体的に、効果的に鎮火します。」との記載と共に、別添写しの枠囲み(2)のイラスト</li> <li>「A火災を超える火災 (炎が天井まで届くような火災) でも、ファーストショットがあれば。もし、炎に囲まれるような火災になってしまっても、ファーストショットがあれば、脱出できる突破口をつくれるかもしません。これには大きな意味があります。大切な『いのち』を守るために、ファーストショットは火災から脱出できる『場所』と『時間』をつくります。」</li> <li>「紙・木材などの火災 水分蒸発作用により燃焼物を冷却。それと同時に、『炭酸ガス』、『アンモニアガス』が発生。炭酸ガスは燃焼面への酸素を遮断し燃焼を抑制します。また、消火剤成分には発火点を上げる作用があります。また、再燃防止効果があります。」、「対象物に当たるとファーストショットは割れて、瞬時に特殊なガスを発生させます。」、「アンモニアガス」、「②燃焼の連鎖反応を抑制します。」、「炭酸ガス」、「③酸素を遮断」、「①水分蒸発作用による冷却」及び「ガソリン・灯油などの火災 消火剤成分である界面活性剤が、ガソリン・灯油等を覆い、空気との接触を断ちます。」との記載と共に、別添写しの枠囲み(3)のイラスト</li> <li>「FIRST SHOTは、軽く、小さく、しかもただ火元に向かって投げるだけのカンタンアクション。子供やお年寄りでも、誰でも、鎮火作業が行えます。」</li> <li>「特殊なボトルを火元に投げるだけで素早く鎮火！」、「火災発生」、「火元に投げる」、「消火」及び「破裂したボトル内から消火剤が散布されると共に、消火ガスが適用範囲内の初期火災を立体的に、瞬時に消火します。」との記載と共に、別添写しの枠囲み(4)のイラスト</li> <li>「誰でも簡単使用」及び「すぐに鎮火」</li> <li>「ファーストショット適用範囲」と題し、「ファーストショット1本の適用範囲は8 m<sup>3</sup>です。(A火災) 8 m<sup>3</sup>=幅2 m×奥行2 m×高さ2 m ※消火範囲を超える面積の場合、複数本投げてください。」</li> <li>「消火適用範囲 8 m<sup>3</sup> (A火災時)」</li> </ul>

消表対第660号  
令和4年5月24日

株式会社エビス総研  
代表取締役 米田 好秀 殿

消費者庁長官 伊藤 明子  
(公印省略)

### 不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「小さな消防士」と称する商品（以下「本件商品①」という。）及び「小さな消防士2」と称する商品（以下「本件商品②」という。）の各商品（以下「本件2商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

#### 1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件2商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
- ア 貴社は、本件2商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、遅くとも令和3年7月8日から令和4年4月25日までの間、「ERI」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、「炎に投げ込むだけで消火！」、「子供・女性・老人 誰でも使える！」、「小さな消防士1本で4畳半～6畳程度の消火が可能ですので初期消火や、いざと言う時の避難経路を確保するための消火などに最適です。」等と表示するなど、別表1「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、一般的な住宅の居室内で発生する、4畳半から6畳程度の範囲に炎が広がるまでの火災に本件商品①1本又は本件商品②1本を投げるだけで、本件商品①1本又は本件商品②1本の消火剤から発生するガスの消火効果も作用して、当該火災を消すことができる効果等の同表「効果」欄記載のとおりの効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ(ア) 貴社は、本件2商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、少なくとも令和3年7月8日から令和4年4月19日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「消防庁認定」、「消防庁認定の消火能力の高さ！安全性」等と表示するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、一般的な住宅の居室内で発生する、4畳半から6畳程度の範囲に炎が広がるまでの火災に本件商品①1本又は本件商品②1本を投げるだけで、本件商品①1本又は本件商品②1本の消火剤から発生するガスの消火効果も作用して、当該火災を消すことができる効果等の同表「効果」欄記載のとおりの消火性能が本件2商品に備わっていることについて、消防庁が認定しているかのように示す表示をしていたこと。

(イ) 実際には、消防庁が、本件2商品に前記(ア)のとおりの消火性能が備わっていることを認定した事実はないこと。

ウ(ア) 前記アの表示は、それぞれ、本件2商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(イ) 前記イ(ア)の表示は、前記イ(イ)のとおりであって、それぞれ、本件2商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件2商品又はこれらと同種の商品の取引に関し
- ア 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- イ 前記(1)イの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件2商品又はこれらと同種の商品の取引に関し
- ア 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- イ 前記(1)イの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

- (1) 株式会社エビス総研（以下「エビス総研」という。）は、東京都中央区新川一丁目22番17号に本店を置き、消火用具の販売業等を営む事業者である。
- (2) エビス総研は、本件2商品を自ら又は小売業者を通じて一般消費者に販売している。

- (3) エビス総研は、本件2商品に係る自社ウェブサイト及び「Y o u T u b e」と称する動画共有サービスにおける動画広告（以下「動画広告」という。）の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア(ア) エビス総研は、本件2商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、遅くとも令和3年7月8日から令和4年4月25日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「炎に投げ込むだけで消火！」、「子供・女性・老人 誰でも使える！」、「小さな消防士1本で4畳半～6畳程度の消火が可能ですので初期消火や、いざと言う時の避難経路を確保するための消火などに最適です。」等と表示するなど、別表1「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、一般的な住宅の居室内で発生する、4畳半から6畳程度の範囲に炎が広がるまでの火災に本件商品①1本又は本件商品②1本を投げるだけで、本件商品①1本又は本件商品②1本の消火剤から発生するガスの消火効果も作用して、当該火災を消すことができる効果等の同表「効果」欄記載のとおりの効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- (イ) 消費者庁長官は、前記(ア)の表示について、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、エビス総研に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、エビス総研は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。
- イ(ア) エビス総研は、本件2商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、少なくとも令和3年7月8日から令和4年4月19日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「消防庁認定」、「消防庁認定の消火能力の高さ！安全性」等と表示するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、一般的な住宅の居室内で発生する、4畳半から6畳程度の範囲に炎が広がるまでの火災に本件商品①1本又は本件商品②1本を投げるだけで、本件商品①1本又は本件商品②1本の消火剤から発生するガスの消火効果も作用して、当該火災を消すことができる効果等の同表「効果」欄記載のとおりの消火性能が本件2商品に備わっていることについて、消防庁が認定しているかのように示す表示をしていた。
- (イ) 実際には、消防庁が、本件2商品に前記(ア)のとおりの消火性能が備わっていることを認定した事実はない。

### 3 法令の適用

前記事実によれば

- (1) エビス総研が自己の供給する本件2商品の取引に関し行っていた表示は、それぞれ、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件2商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものである。
- (2) エビス総研は、自己の供給する本件2商品の取引に関し、本件2商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものである。
- (3) 前記(1)の表示をしていた行為及び前記(2)の行為は、それぞれ、景品表示法第5条の規定に違反するものである。

### 4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表1

表示期間	表示媒体	表示内容	効果
遅くとも令和3年7月8日から令和4年4月25日の間	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> <li>「炎に投げ込むだけで消火！」</li> <li>「子供・女性・老人 誰でも使える！」</li> <li>「簡単手投げ消火弾」</li> <li>「お年寄りや子供でも使える！簡単投げるだけ！」</li> <li>「小さな消防士であれば火元に向かって投げるだけですので、いざという時にわかりやすく簡単です。火災の際に被害者になりやすい子供やお年寄りでも投げるだけなので、炎の近くまで行く必要もないので安全に消防活動が行えます。」</li> <li>「小さな消防士1本で4畳半～6畳程度の消火が可能ですので初期消火や、いざと言う時の避難経路を確保するための消火などに最適です。」</li> <li>「油火災は火の回りが早いため初期消火が非常に重要になりますが、一瞬で火が大きくなるため近寄りにくく近距離からの消火が難しいこともあります。しかし小さな消防士2であれば安全な距離から投げるだけで消火ができます。」</li> <li>「法定に基づく消防実験実施 日本消防検定協会内の消防実験場内に於いて法定通りの消防実験を行なった。日本家庭の4畳半～6畳の規模を想定しての試験でしたが、水一滴も使用する事なく完全に消火しました。」との記載と共に、別添写し1の枠囲み(1)の画像</li> <li>「塩化アンモニウムは、アンモニウムが酸素と反応して窒素ガスを出し、塩化水素と炭酸カリウムが反応して炭酸ガスを出します。また、重炭酸ナトリウムも熱分解で炭酸ガスを出します。これらの炭酸ガスと窒素ガスが空気(酸素)を遮断し、同時に発生する水蒸気が火災の温度を奪つて瞬時に消火します。」</li> <li>「小さな消防士を投げ入れる」、「アンモニア」、「酸素」、「発生」、「窒素ガス」、「遮断」、「酸素をなくす」、「塩化水素」、「炭酸カリウム」、「発生」、「炭酸ガス」、「水蒸気発生」及び「熱源をなくす」との記載と共に、別添写し1の枠囲み(2)のイラスト</li> <li>「小さな消防士は、火災中の熱分解で500倍以上の体積の消火ガスに変化！その消火ガスが熱吸収と酸素遮断効果を果たし、強力な消火効果を発揮します。」</li> <li>「つかんで投げる簡単消火」</li> <li>「誰でも使える」</li> </ul>	一般的な住宅の居室内で発生する、4畳半から6畳程度の範囲に炎が広がるまでの火災に本件商品①1本又は本件商品②1本を投げるだけで、本件商品①1本又は本件商品②1本の消火剤から発生するガスの消火効果も作用して、当該火災を消すことができる効果

表示期間	表示媒体	表示内容	効果
		<ul style="list-style-type: none"> <li>「いざという時に火元に投げるだけ！」</li> <li>「小さな消防士 消火実績」と題し、「消防車も入れぬ密集地の火災でも威力を発揮 出火した隣の4階建てのビルより、2階木造住宅の出火場所の屋根に小さな消防士4本を投げ鎮火。水一滴使用する事無く完全鎮火し、ご近所への延焼を防ぎました。消防を備えておいてホントに良かったです。(お客様からのお声)」、「完全消火の主な実績 ●神田秋葉原の一戸建ての2階24畳の火災で水一滴も使わずに小さな消防士4本で完全鎮火。●明石市市立清水小学校校庭にて小学生3年生と5年生の男子生徒が水一滴も使わずに1本で完全鎮火。●小学2年生の女の子が4畳半～6畳に相当する消火実験で小さな消防士1本で完全消火を果たす。」及び「※消火実績は、小さな消防士1剤によるものです。小さな消防士1剤を更に改良し、工場等での油火災に特化したもののが小さな消防士2です。」</li> <li>「家族の命・財産を守る為に消火器の準備もされていると思いますが、住宅火災で逃げ遅れて被害にあう事が多いのは子供や老人です。子供や老人が簡単に使える小さな消防士はおススメです。」</li> <li>「油を伴った火災は火の回りが早いめ初期消火が非常に重要になります。一瞬で火が大きくなるため近寄り難くなりますが、小さな消防士2であれば安全な距離から投げるだけで消火が可能なでおススメです。」</li> </ul> <p>(別添写し1)</p>	<p>一般的な住宅の居室内で発生する、4畳半程度の範囲に及ぶ広がるまでの火災に本件商品①1本又は本件商品②1本を投げただけで、本件商品①1本又は本件商品②1本の消火剤から発生するガスの消火効果も作用して、当該火災を消すことができる効果</p>
平成29年9月5日から令和4年5月10日までの間	動画広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>「火元に投げ込むだけで一発消火。」との音声と共に、「4畳半程度」及び「投げ込むだけ一発消火！！」との文字の映像並びに本件商品①1本を貯用して火を消す様子を示す映像</li> <li>「小さな消防士の3つの特長を説明しましょう。」及び「特長その1。誰でも簡単投げ込むだけ。」との音声と共に、「3つの特長！」との文字の映像、「一般火災用」との文字の映像及び本件商品②の映像並びに「一般・油火災用」との文字の映像及び本件商品②の映像並びに「誰でも簡単投げ込むだけ 特長①」との文字の映像</li> <li>「使い方は手に取る、投げる、はいそれだけ。」との音声と共に、本件商品①1本を使用して火を消す様子を示す映像</li> <li>「女性でも。お年寄りでも。お子さんでも。」との音声と共に、「女性でも！！」、</li> </ul>	

表示期間	表示媒体	表示内容	効果
		<p>「お年寄りでも！！」及び「お子さんでも！！」との文字の映像並びに本件商品①1本を使用して大人2名及び子供がそれぞれ火を消す様子を示す映像</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「そのメカニズムは、火の中に小さな消防士を投げ込むと、容器が割れて中の水溶液が拡散。5000倍以上の体積のガスに変化して、酸素、熱源、可燃物という、燃焼の三要件を化学反応でシャットアウトします。」との音声と共に、「窒素ガス→遮断→酸素をなくす」及び「炭酸ガス→水蒸気発生→熱源をなくす」との文字の映像並びに化学反応により発生するガスにより火が消える様子を示すイメージ映像</li> <li>「火元に投げ込むだけで一発消火。それが小さな消防士です。」との音声と共に、本件商品①の映像</li> <li>「特長その2。消防庁認定の納得の消火能力。」の音声と共に、「納得の消防能力 特長②」との文字の映像並びに「小さな消防士は、法定に基づいた第一消火試験を受けています。これは日本家屋の4畳半から6畳の規模を想定してのもの。」との音声と共に、「4畳半程度」の文字の映像及び消火試験用の模型に火を点ける様子を示す映像</li> <li>「その能力を他社の製品と比較してみましょう。製品の中の水溶液を霧吹きに入れ、火元に噴射して何回で消えるかを試した実験。8回噴射で消火。」との音声と共に、「霧吹き実験他社製品」及び「噴射8回」との文字の映像並びに霧吹きを8回噴射して火が消える様子を示す映像並びに「一方、小さな消防士は。見事！一発消火！」との音声と共に、「霧吹き実験小さな消防士」、「噴射1回」及び「一発消火！！」との文字の映像並びに霧吹きを1回噴射して火が消える様子を示す映像</li> <li>「火元に投げ込むだけで一発消火。」との音声と共に、「誰でも簡単投げ込むだけ！！」との文字の映像並びに「それが消防庁認定手投げ消火弾小さな消防士です。」との音声と共に、「一般火災用」との文字の映像及び本件商品①の映像並びに「一般・油火災用」との文字の映像 (別添写し2)</li> </ul>	

別表2

表示期間	表示媒体	表示内容	効果
少なくとも 令和3年7 月8日から 令和4年4 月19日ま での間	自社ウェブサイ ト	<ul style="list-style-type: none"> <li>「炎に投げ込むだけで消火！」</li> <li>「子供・女性・老人 誰でも使える！」</li> <li>「消防厅認定」</li> <li>「簡単手投げ消防弾」</li> <li>「お年寄りや子供でも使える！簡単投げるだけ！」</li> <li>「小さな消防士であれば火元に向かって投げるだけですので、いざという時にわかりやすく簡単です。火災の際に被害者になりやすい子供やお年寄りでも投げただけなので簡単に使えますし、炎の近くまで行く必要もないので安全に消火活動が行えます。」</li> <li>「消防厅認定の消防能力の高さ！安全性」</li> <li>「消防厅認定」</li> <li>「小さな消防士は消防厅の認定している簡易消火用具として認められています。」</li> <li>「小さな消防士 1本で4畳半～6畳程度の消火が可能ですので初期消火や、いざと言う時の避難経路を確保するための消火などに最適です。」</li> <li>「油火災は火の回りが早いため初期消火が非常に重要になりますが、一瞬で火が大きくなるため近寄りにくく近距離からの消火が難しいこともあります。しかし、小さな消防士 2 であれば安全な距離から投げただけで消火ができるため油火災の初期消火に最適です。」</li> <li>「法定に基づく消火実験実施 日本消防検定協会内の消火実験場内に於いて法定通りの消火実験を行なう。日本家屋の4畳半～6畳の規模を想定しての試験でしたが、水一滴も使用する事なく完全に消火しました。」との記載と共に、別添写し1の枠囲み(1)の画像</li> <li>「塩化アンモニウムは、アンモニウムが酸素と反応して窒素ガスを出し、塩化水素と炭酸カリウムが反応して炭酸ガスを出します。また、重炭酸ナトリウムも熱分解で炭酸ガスを出します。これら炭酸ガスと窒素ガスが空気(酸素)を遮断し、同時に発生する水蒸気が火災の温度を奪つて瞬時に消火します。」</li> <li>「小さな消防士を投げ入れる」、「アンモニア」、「酸素」、「発生」、「窒素ガス」、「遮断」、「酸素をなくす」、「塩化水素」、「炭酸カリウム」、「発生」、「炭酸ガス」、「水蒸気発生」及び「熱源をなくす」との記載と共に、別添写し1の枠囲み(2)</li> </ul>	<p>一般的な住宅の居室内で発生する、4畳半から6畳程度の範囲に炎が広がるまでの火災に本件商品①1本又は本件商品②1本を投げるだけで、本件商品①1本又は本件商品②1本の消火剤から発生するガスの消火効果も作用して、当該ガスを消すことができる効果</p>

表示期間	表示媒体	表示内容	効果
		<p>のイラスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「小さな消防士は、火災中の熱分解で500倍以上の体積の消火ガスに変化！」</li> <li>・「その消火ガスが熱吸収と酸素遮断効果を果たし、強力な消火効果を発揮します。」</li> <li>・「つかんで投げる簡単消火」</li> <li>・「誰でも使える」</li> <li>・「国内唯一消防庁認定」</li> <li>・「いざという時に火元に投げるだけ！」</li> <li>・「小さな消防士 消火実績」と題し、「消防車も入れぬ密集地の火災でも威力を発揮 出火した隣の4階建てのビルより、2階木造住宅の出火場所の屋根に小さな消防士 4本を投げ鎮火。水一滴使用する事無く完全鎮火し、ご近所への延焼を防ぎました。消防車を備えておいてホントに良かったです。(お客様からの声)」「完全消火の主な実績 ●神田秋葉原の一戸建ての2階24畳の火災で水一滴も使わずに小さな消防士4本で完全鎮火。●明石市市立清水小学校校庭にて小学3年生と5年生の男子生徒が水一滴も使わず1本で完全鎮火。●小学2年生の女の子が4畳半～6畳に相当する消火実験で小さな消防士1本で完全消火を果たす。」及び「※消火実績は、小さな消防士1剤によるものです。小さな消防士1剤を更に改良し、工場等での油火災に特化したものが小さな消防士2です。」</li> <li>・「家族の命・財産を守る為に消火器の準備もされていると思いますが、住宅火災で逃げ遅れて被害にあう事が多いのは子供や老人です。子供や老人が簡単に使える小さな消防士はおススメです。」</li> <li>・「油を伴った火災は火の回りが早いため初期消火が非常に重要になります。一瞬で火が大きくなるため近寄り難くなりますが、小さな消防士2であれば安全な距離から投げるだけで消火が可能なのでおススメです。」</li> </ul> <p>(別添写し1)</p>	一般的な住宅の居室内で発生する、4畳半程度の範囲に炎が広がるまでの火災に本件商品①1本又は本件商品②1本を投げただけで一発消火！！との音声と共に、「4畳半程度」及び「投げ込むだけ一発消火！！」との文字の映像並びに本件商品①1本を使用して火を消す様子を示す映像
平成29年9月5日から令和4年	動画広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「火元に投げ込むだけで一発消火。」との音声と共に、「4畳半程度」及び「投げ込むだけ一発消火！！」との文字の映像並びに本件商品①1本を使用して火を消す様子を示す映像</li> <li>・「小さな消防士の3つの特長を説明しましょう。」及び「特長その1。誰でも</li> </ul>	一般的な住宅の居室内で発生する、4畳半程度の範囲に炎が広がるまでの火災に本件商品①1本又は本件商品②1本を投げただけで、本件商品

表示期間	表示媒体	表示内容	効果
5月10日までの間		<p>簡単投げ込むだけ。」との音声と共に、「3つの特長！」との文字の映像、「一般火災用」との文字の映像及び本件商品①の映像、「一般・油火災用」との文字の映像及び本件商品②の映像並びに「誰でも簡単投げ込むだけ 特長①」との文字の映像</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「使い方は手に取る、投げる、はいそれだけ。」との音声と共に、本件商品①1本を使用して火を消す様子を示す映像</li> <li>「女性でも。お年寄りでも。お子さんでも。」との音声と共に、「女性でも！！」、「お年寄りでも！！」及び「お子さんでも！！」との文字の映像並びに本件商品①1本を使用して大人2名及び子供がそれぞれ火を消す様子を示す映像</li> <li>「そのメカニズムは、火の中に小さな消防士を投げ込むと、容器が割れて中の水溶液が拡散。5000倍以上の体積のガスに変化して、酸素、熱源、可燃物という、燃焼の三要素を化学反応でシャットアウトします。」との音声と共に、「窒素ガス→遮断→酸素をなくす」及び「炭酸ガス→水蒸気発生→熱源をなくす」との文字の映像並びに化学反応により発生するガスにより火が消える様子を示すイメージ映像</li> <li>「火元に投げ込むだけで一発消火。それが小さな消防士です。」との音声と共に、「消防庁認定」との文字の映像及び本件商品①の映像</li> <li>「特長その2。消防庁認定の納得の消防能力。」との音声と共に、「納得の消防能力 特長②」との文字の映像並びに「小さな消防士は、法定に基づいた第一消火試験を受けています。これは日本家屋の4畳半から6畳の規模を想定してのもの。」との音声と共に、「4畳半程度」の文字の映像及び消火試験用の模型に火を点ける様子を示す映像</li> <li>「その能力を他社の製品と比較してみましょう。製品の中の水溶液を霧吹きに入れ、火元に噴射して何回で消えるかを試した実験。8回噴射で消火。」との音声と共に、「霧吹き実験他社製品」及び「噴射8回」との文字の映像並びに霧吹きを8回噴射して火が消える様子を示す映像並びに「一方、小さな消防士は。見事！一発消火！」との音声と共に、「霧吹き実験小さな消防士」、「噴</li> </ul>	<p>①1本又は本件商品②1本の消火剤から発生するガスの消火効果も作成して、当該火災を消すことができる効果</p>

表示期間	表示媒体	表示内容	効果
		<p>射1回」及び「一発消火！！」との文字の映像並びに霧吹きを1回噴射して火が消える様子を示す映像</p> <p>・「火元に投げ込むだけで一発消火。」との音声と共に、「誰でも簡単投げ込むだけ！！」との文字の映像並びに「それが消防庁認定手投げ消火弾小さな消防士です。」との音声と共に、「一般火災用」との文字の映像及び本件商品①の映像、「一般・油火災用」との文字の映像及び本件商品②の映像並びに「消防庁認定」との文字の映像</p> <p>(別添写し2)</p>	

消表対第661号  
令和4年5月25日

株式会社ファイテック  
代表取締役 林 富徳 殿

消費者庁長官 伊藤 明子  
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「ファイテック投てき用消火用具」又は「投てき用消火用具F i t e c h」と称する商品（以下「本件商品①」という。）及び「火にポン」と称する商品（以下「本件商品②」という。）の各商品（以下「本件2商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っている又は行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

### 1 命令の内容

- (1) 貴社は、本件2商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく行っている次に掲げる表示をしている行為を速やかに取りやめなければならない。
- 本件2商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品①について、遅くとも令和3年9月1日以降、商品パッケージにおいて、「ボトルそのまま火元に投げて簡単消火！」、「本製品は初期段階の火災のみ有効です。(炎が天井に付くまでの火災)」、「誰でも簡単に使えます！火災に向けて投げるだけなので、お子様からお年寄りまで誰でも簡単に使用できます。」等と表示するなど、別表1「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災の火元に本件商品①1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果等の同表「効果」欄記載のとおりの効果が得られるかのように示す表示
- (2) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件2商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件2商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品①について、遅くとも令和3年9月1日以降、商品パッケージにおいて、「ボトルそのまま火元に投げて簡単消火！」、「本製品は初期段階の火災のみ有効です。（炎が天井に付くまでの火災）」、「誰でも簡単に使えます！火災に向けて投げるだけなので、お子様からお年寄りまで誰でも簡単に使用できます。」等と表示するなど、別表2「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災の火元に本件商品①1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果等の同表「効果」欄記載のとおりの効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、それぞれ、本件2商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (3) 貴社は、今後、本件2商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (4) 貴社は、今後、本件2商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (5) 貴社は、前記(1)に基づいてとった措置、前記(2)に基づいて行った周知徹底及び前記(3)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

- (1) 株式会社ファイテック（以下「ファイテック」という。）は、愛知県丹羽郡大口町秋田三丁目101番地に本店を置き、消火用具の販売業等を営む事業者である。
- (2) ファイテックは、本件2商品を自ら又は小売業者を通じて一般消費者に販売している。
- (3) ファイテックは、本件2商品に係る商品パッケージ及び販売用広告の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア ファイテックは、本件2商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品①について、遅くとも令和3年9月1日以降、商品パッケージにおいて、「ボトルそのまま火元に投げて簡単消火！」、「本製品は初期段階の火災のみ有効です。（炎が天井に付くまでの火災）」、「誰でも簡単に使えます！火災に向けて投げるだけなの

で、お子様からお年寄りまで誰でも簡単に使用できます。」等と表示するなど、別表2「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災の火元に本件商品①1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果等の同表「効果」欄記載のとおりの効果が得られるかのように示す表示をしている又は表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ファイテックに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ファイテックは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

### 3 法令の適用

前記事実によれば、ファイテックが自己の供給する本件2商品の取引に関し行っている又は行っていた表示は、それぞれ、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件2商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしている又は表示をしていた行為は、それぞれ、同法第5条の規定に違反するものである。

### 4 法律に基づく教示

#### (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

#### (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提

起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表1

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	効果
本件商品①	遅くとも令和3年9月1日以降	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ボトルそのまま火元に投げて簡単消火！」</li> <li>「本製品は初期段階の火災のみ有効です。（炎が天井に付くまでの火災）」</li> <li>「初期消火用 天井に炎が届くまでの火災に有効。」との記載と共に、別添写し1の枠囲みのイラスト</li> <li>「誰でも簡単に使えます！火災に向けて投げるだけで、お子様からお年寄りまで誰でも簡単に使用できます。」</li> <li>「短時間で消火いたします。再燃防止剤を含んでいますので、消火後の再燃を防ぐ効果があります。」</li> </ul> <p>(別添写し1)</p>	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災の火元に本件商品①1本を投げただけで、当該火災を消すことができる効果
	遅くとも令和3年9月1日以降	販売用広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>「慌てても消せるだけの消火能力が絶対に必要！」</li> <li>別添写し2の枠囲み(1)の画像</li> <li>「消火能力も十分で消しやすい お年寄りでもカンタンに使える！」、「壁に当たって破裂し、薬剤が飛び散ったあと、スースッと火が消えている」、「誰でも使えるのが何より重要！」</li> <li>かると簡単に割れるため、力のない高齢者でもキチンと使える。」及び「ギリギリまで薄くしたプラスチックのボトルは20cmの高さから自由落下させただけで割れた。これなら力がなくてでも、投げられさえすれば薬剤をばらまける。あとは消えるまで待つのみ」との記載と共に、別添写し2の枠囲み(2)の画像</li> <li>「誰でも失敗なく消火できる『使いやすさ』で選ぶべし！」</li> <li>「消火器の重要なポイントは慌てていても使えること！」、「今回のテストでは消火能力のほかに『慌てていても使えるかどうか』を重要な判断基準とした。」、「2m<sup>3</sup>の炎を鎮め、逃げる時間を作る消火能力があった」及び「ベストのファイテックは20cmの高さから落としても完全に割れるのに比べて、その他はヒビ割れ程度だったり割れなかったりと大きな差が。慌てて投げたのを失敗して</li> </ul>	一般的な住宅の居室内で発生する、8m <sup>3</sup> の立体的範囲に炎が広がるまでの火災に本件商品①1本を投げただけで、当該火災を消すことができる効果

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	効果
			<p>も、確実に壊れると思えるのはファイテックのみだった。」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「投げ込むだけの簡単一発『投つき用消火用具』」</li> <li>・「火災発生！！」、「ボトルをそのまま投げ込む」及び「消火完了！！」との記載と共に、別添写し2の枠囲み(3)の画像</li> <li>・「子供からお年寄りまで使えます」</li> <li>・「消火範囲／8 立方メートル（立体的範囲で消火可能）※火災範囲の広い場合は、複数本投つきしてください。」</li> </ul> <p>（別添写し2）</p>	
本件商品②	遅くとも令和3年7月1日以降	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「誰でも簡単に初期消火」</li> <li>・「誰でも簡単に初期消火火災の拡大を防ぎます。」</li> <li>・「小さなお子様からお年寄りまで、誰でも簡単に初期消火を行うことができる家庭用投つき用消火用具です。」</li> <li>・「簡単消火 出火 投げる 消える！」</li> <li>・「①子どもからお年寄りまで誰でも簡単に消火 使い方は炎に向かって投げ入れるだけ。子供からお年寄りまで、誰でも簡単に消火を行うことができます。」</li> <li>・「②20cmの高さから落ち下でも簡単に割れる！ 非常にきちんと機能するよう、20cmの高さから落ち下でも割れるよう設計されています。予期しない火事で慌てていても、難しい操作は不要なため、素早く簡単に初期消火を行うことができます。」との記載と共に、別添写し3の枠囲み(1)の画像</li> <li>・「本製品は初期段階の火災のみ有効です。（炎が天井に付くまでの火災）」</li> <li>・「初期消火用 天井に炎が届くまでの火災に有効。」との記載と共に、別添写し3の枠囲み(2)のイラスト</li> </ul> <p>（別添写し3）</p>	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品②1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果

別表2

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	効果
本件商品①	遅くとも令和3年9月1日以降	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ボトルそのまま火元に投げて簡単消火！」</li> <li>・「本製品は初期段階の火災のみ有効です。（炎が天井に付くまでは）」</li> <li>・「初期消火用 天井に炎が届くまでの火災に有効。」との記載と共に、別添写し1の枠囲みのイラスト</li> <li>・「誰でも簡単に使えます！火災に向けて投げるだけなので、お子様からお年寄りまで誰でも簡単に使用できます。」</li> <li>・「短時間で消火いたします。再燃防止剤を含んでいますので、消火後の再燃を防ぐ効果があります。」</li> </ul> <p>(別添写し1)</p>	<p>一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災の火元に本件商品①1本を投げただけで、当該火災を消すことができる効果</p>

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	効果
			<p>つたり割れなかつたりと大きな差が。慌てて投げるのを失敗しても、確実に割れると思えるのはファイテックのみだった。」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「投げ込むだけの簡単一発『投てき用消火用具』」</li> <li>・「火災発生！！」、「ボトルをそのまま投げ込む」及び「消火完了！！」との記載と共に、別添写し2の枠囲み(3)の画像</li> <li>・「子供からお年寄りまで簡単に使えます」</li> <li>・「消火範囲／8 立方メートル（立体的範囲で消火可能）※火災範囲の広い場合は、複数本投げてください。」</li> </ul> <p>（別添写し2）</p>	
少なくとも 令和2年7 月1日から 令和3年6 月30日まで の間	商品パッケージ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「投げるだけで火が消せる 簡単一発消火ボトル」</li> <li>・「投げ込むだけ！」及び「火災の恐怖からアナタを守る この1本 子供からお年寄りまで簡単に使えます。」</li> <li>・「Firetechなら簡単消火 出火！投げる！消える！」及び「出火！→投げる！→消える！」との記載と共に、別添写し4の枠囲み(1)の画像</li> <li>・「誰でも簡単に使えます！ 火災に向けて投げるだけで、お子様からお年寄りまで誰でも簡単に使用できます。」</li> <li>・「わずか1秒～5秒で消火！再燃防止対策も万全！ 投げた後、適用範囲内の初期火災を、約1秒～5秒程度で消火いたします。また、再燃防止剤を含んでいますので、消火後の再燃も防止できます。」</li> <li>・「本製品は初期段階の火災のみ有効です。（炎が天井に付くまでの火災）」</li> <li>・「初期消火用 天井に炎が届くまでの火災に有効。」との記載と共に、別添写し4の枠囲み(2)のイラスト</li> </ul> <p>（別添写し4）</p>	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品①1本を投げただけで、当該火災を消すことができる効果
少なくとも 平成30年	商品パッケージ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「投げるだけで火が消せる 簡単一発消火ボトル」</li> <li>・「投げ込むだけ！」及び「火災の恐怖からアナタを守る この1本</li> </ul> <p>（別添写し4）</p>	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届く

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	効果
	7月1日から令和2年4月30日までの間	子供からお年寄りまで簡単に使えます。」「F i t e c h なら簡単消火 出火！投げる！消える！」及び「出火！→投げる！→消える！」との記載と共に、別添写し5の枠囲み(1)の画像	<p>子供からお年寄りまで簡単に使えます。」「F i t e c h なら簡単消火 出火！投げる！消える！」及び「出火！→投げる！→消える！」との記載と共に、別添写し5の枠囲み(1)の画像</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「誰でも簡単に使えます！ 火災に向けて投げるだけなので、お子様からお年寄りまで誰でも簡単に使用できます。」</li> <li>「わずか1秒～5秒で消火！ 再燃防止対策も万全！ 投げき後、適用範囲内の初期火災を、約1秒～5秒程度で消火いたします。また、再燃防止剤を含んでいますので、消火後の再燃も防止できます。」</li> <li>「本製品は初期段階の火災のみ有効です。（炎が天井に付くまでの火災）」</li> <li>「初期消火用 天井に炎が届くまでの火災に有効。」との記載と共に、別添写し5の枠囲み(2)のイラスト (別添写し5)</li> </ul>	までの火災に本件商品①1本を投げただけで、当該火災を消すことができる効果
本件商品②	遅くとも令和3年7月1日以降	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「誰でも簡単に初期消火」</li> <li>「誰でも簡単に初期消火火災の拡大を防ぎます。」</li> <li>「小さなお子様からお年寄りまで、誰でも簡単に初期消火を行うことができる家庭用投げき用消火用具です。」</li> <li>「簡単消火 出火 投げる 消える」</li> <li>「①子どもからお年寄りまで誰でも簡単消火 使い方は炎に向かって投げ入れるだけ。子供からお年寄りまで、誰でも簡単に消火を行うことができます。」</li> <li>「②20cmの高さからお落す下でも簡単に簡単に割れる！」 非常時にきちんと機能するよう、20cmの高さからお落す下でも割れるよう設計されています。予期しない火事で慌てても、難しい操作は不要なため、素早く簡単に初期消火を行うことができます。」との記載と共に、別添写し3の枠囲み(1)の画像</li> </ul>	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品②1本を投げただけで、当該火災を消すことができる効果

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	効果
			<ul style="list-style-type: none"> <li>「本製品は初期段階の火災のみ有効です。（炎が天井に付くまでの火災）」</li> <li>「初期消火用 天井に炎が届くまでの火災に有効。」との記載と共に、別添写し3の枠囲み(2)のイラスト（別添写し3）</li> </ul>	

消表対第662号  
令和4年5月24日

株式会社ボネックス  
代表取締役 荘谷 公司 殿

消費者庁長官 伊藤 明子  
(公印省略)

### 不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「投げ消すサット119ecoプラス」と称する商品（以下「本件商品①」という。）、「火消ッシュ」と称する商品（以下「本件商品②」という。）、「火消し119」と称する商品（以下「本件商品③」という。）、「投てき消火剤」と称する商品（以下「本件商品④」という。）及び「投げ消すサット119eco」と称する商品（以下「本件商品⑤」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件5商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っている又は行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

#### 1 命令の内容

(1) 貴社は、本件5商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく行っている次に掲げる表示をしている行為を速やかに取りやめなければならない。

本件5商品を一般消費者に販売するに当たり、商品パッケージにおいて、例えば、本件商品①について、遅くとも令和元年12月2日以降、「投げるだけで“サット”初期消火」等と表示するなど、別表1「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品①1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果等の同表「効果」欄記載のとおりの効果が得られるかのように示す表示

(2) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件5商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件5商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品①について、遅くとも令和元年12月2日以降、商品パッケージにおいて、「投げるだけで“サッと”初期消火」等と表示するなど、別表2「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品①1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果等の同表「効果」欄記載のとおりの効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、それぞれ、本件5商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (3) 貴社は、今後、本件5商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (4) 貴社は、今後、本件5商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (5) 貴社は、前記(1)に基づいてとった措置、前記(2)に基づいて行った周知徹底及び前記(3)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

- (1) 株式会社ボネックス（以下「ボネックス」という。）は、埼玉県新座市畠中一丁目18番2号に本店を置き、消火用具の薬剤の販売業等を営む事業者である。
- (2) ボネックスは、本件5商品を自ら又は小売業者を通じて一般消費者に販売している。
- (3) ボネックスは、本件5商品に係る商品パッケージ、「BONEX」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）及び自社ウェブサイトにおける動画広告（以下「動画広告」という。）の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア ボネックスは、本件5商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品①について、遅くとも令和元年12月2日以降、商品パッケージにおいて「投げるだけで“サッと”初期消火」等と表示するなど、別表2「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品①1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果等の同表「効果」欄記載のとおりの効

果が得られるかのように示す表示をしている又は表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ボネックスに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ボネックスは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

### 3 法令の適用

前記事実によれば、ボネックスが自己の供給する本件5商品の取引に関し行っている又は行っていた表示は、それぞれ、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件5商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしている又は表示をしていた行為は、それぞれ、同法第5条の規定に違反するものである。

### 4 法律に基づく教示

#### (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

#### (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、

審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表1

対象商品	表示期間	表示内容	効果
本件商品①	遅くとも令和元年1月2日以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>「投げるだけで“サつと”初期消火」</li> <li>別添写し1の枠囲み(1)のイラスト</li> <li>「お年寄りやお子様でも簡単に使える！！」</li> <li>「消火能力は水の約10倍」</li> <li>「発見→投げる→消火」との記載と共に、別添写し1の枠囲み(2)の画像</li> <li>「初期消火」及び「天井に炎が届くまでの火災に有効」との記載と共に、別添写し1の枠囲み(3)のイラスト</li> </ul>	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品①1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果
	遅くとも令和元年1月1日以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>「消火器を使う事が難しい方でも簡単に使える！！」</li> <li>「消火能力は水の約10倍」</li> <li>別添写し2の枠囲み(1)のイラスト</li> <li>「発見→投げる→消火」との記載と共に、別添写し2の枠囲み(2)の画像</li> <li>「初期消火」及び「天井に炎が届くまでの火災に有効」との記載と共に、別添写し2の枠囲み(3)のイラスト</li> </ul>	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品①1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果
本件商品②	遅くとも令和元年1月1日以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>「消火器を使う事が難しい方でも簡単に使える！！」</li> <li>「消火能力は水の約10倍」</li> <li>別添写し3の枠囲み(1)のイラスト</li> <li>「投げる」及び「消火」との記載と共に、別添写し3の枠囲み(2)の画像</li> <li>「初期消火」及び「天井に炎が届くまでの火災に有効」との記載と共に、別添写し3の枠囲み(3)のイラスト</li> </ul>	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品②1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果
本件商品③	遅くとも令和元年1月1日以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>「消火器を使う事が難しい方でも簡単に使える！！」</li> <li>「高年齢者も」、「お身体の不自由な方も」及び「お子様も」との記載と共に、別添写し4の枠囲み(1)のイラスト</li> <li>別添写し4の枠囲み(2)のイラスト</li> </ul>	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品③1本を投

対象商品	表示期間	表示内容	効果
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「消火能力は水の約10倍」</li> <li>・「発見→投げる→消火」との記載と共に、別添写し4の枠囲み(3)の画像</li> <li>・「初期消火」及び「天井に炎が届くまでの火災に有効」との記載と共に、別添写し4の枠囲み(4)のイラスト</li> </ul>	げるだけで、当該火災を消すことができる効果
本件商品④	遅くとも令和元年11月1日以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「消火器を使う事が難しい方でも簡単に使える！！」との記載と共に、別添写し5の枠囲み(1)のイラスト</li> <li>・別添写し5の枠囲み(2)のイラスト</li> <li>・「発見→投げる→消火」との記載と共に、別添写し5の枠囲み(3)の画像</li> <li>・「初期消火」及び「天井に炎が届くまでの火災に有効」との記載と共に、別添写し5の枠囲み(4)のイラスト</li> </ul>	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品④1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果
本件商品⑤	遅くとも令和2年4月2日以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「投げるだけで“サッと”初期消火」</li> <li>・別添写し6の枠囲み(1)のイラスト</li> <li>・「初期消火」及び「初期消火用（炎が天井に届くまで）」との記載と共に、別添写し6の枠囲み(2)のイラスト</li> <li>・「どなたでも使用できます」、「高齢者」、「障害者」及び「お子様」との記載と共に、別添写し6の枠囲み(3)のイラスト</li> <li>・「消防のしくみ」、「アンプルが割れると、中の消火薬剤から消火ガスが発生して化學的に消火します」、「消火ガスを発生」、「アンモニアガス」、「炭酸ガス」、「酸素を遮断」及び「連鎖反応を抑制」との記載と共に、別添写し6の枠囲み(4)のイラスト</li> </ul>	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品⑤1本を投げるだけで、本件商品⑤の消火剤から発生するガスの消火効果も作用して、当該火災を消すことができる効果

別表2

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	効果
本件商品①	遅くとも令和元年1月2日以降	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「投げるだけで“サつと”初期消火」</li> <li>・別添写し1の枠囲み(1)のイラスト</li> <li>・「お年寄りやお子様でも簡単に使える！！」</li> <li>・「消火能力は水の約10倍」</li> <li>・「発見→投げる→消火」との記載と共に、別添写し1の枠囲み(2)の画像</li> <li>・「初期消火」及び「天井に炎が届くまでの火災に有効」との記載と共に、別添写し1の枠囲み(3)のイラスト (別添写し1)</li> </ul>	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品①1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果
	遅くとも令和元年1月1日以降	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「消火器を使う事が難しい方でも簡単に使える！！」</li> <li>・「消火能力は水の約10倍」</li> <li>・別添写し2の枠囲み(1)のイラスト</li> <li>・「発見→投げる→消火」との記載と共に、別添写し2の枠囲み(2)の画像</li> <li>・「初期消火」及び「天井に炎が届くまでの火災に有効」との記載と共に、別添写し2の枠囲み(3)のイラスト (別添写し2)</li> </ul>	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品①1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果
本件商品②	遅くとも令和元年1月1日以降	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「消火器を使う事が難しい方でも簡単に使える！！」</li> <li>・「消火能力は水の約10倍」</li> <li>・別添写し3の枠囲み(1)のイラスト</li> <li>・「投げる」との記載と共に、別添写し3の枠囲み(2)の画像</li> <li>・「初期消火」及び「天井に炎が届くまでの火災に有効」との記載と共に、別添写し3の枠囲み(3)のイラスト (別添写し3)</li> </ul>	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品②1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	効果
本件商品③	遅くとも令和元年11月1日以降	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「消火器を使う事が難しい方でも簡単に使える！！」</li> <li>「高年齢者も」、「お身体の不自由な方も」及び「お子様も」との記載と共に、別添写し4の枠囲み(1)のイラスト</li> <li>別添写し4の枠囲み(2)のイラスト</li> <li>「消火能力は水の約10倍」</li> <li>「発見→投げる→消火」との記載と共に、別添写し4の枠囲み(3)の画像</li> <li>「初期消火」及び「天井に炎が届くまでの火災に有効」との記載と共に、別添写し4の枠囲み(4)のイラスト</li> </ul> <p>(別添写し4)</p>	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品③1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果
本件商品④	遅くとも令和元年11月1日以降	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「消火器を使う事が難しい方でも簡単に使える！！」との記載と共に、別添写し5の枠囲み(1)のイラスト</li> <li>別添写し5の枠囲み(2)のイラスト</li> <li>「発見→投げる→消火」との記載と共に、別添写し5の枠囲み(3)の画像</li> <li>「初期消火」及び「天井に炎が届くまでの火災に有効」との記載と共に、別添写し5の枠囲み(4)のイラスト</li> </ul> <p>(別添写し5)</p>	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品④1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	効果
本件商品⑤	遅くとも令和2年4月2日以降	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「投げるだけで“サッと”初期消火」</li> <li>・別添写し6の枠囲み(1)のイラスト</li> <li>・「初期消火」及び「初期消火用（炎が天井に届くまで）」との記載と共に、別添写し6の枠囲み(2)のイラスト</li> <li>・「どなたでも使用できます」、「高齢者」、「障害者」及び「お子様」との記載と共に、別添写し6の枠囲み(3)のイラスト</li> <li>・「消火のしくみ」、「アンプルが割れると、中の消火薬剤から消火ガスが発生して化学的に消火します」、「消火ガスを発生」、「アンモニアガス」、「炭酸ガス」、「酸素を遮断」及び「連鎖反応を抑制」との記載と共に、別添写し6の枠囲み(4)のイラスト（別添写し6）</li> </ul>	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品⑤1本を投げただけで、本件商品⑤の消火剤から発生するガスの消火効果も作用して、当該火災を消すことができる効果
	遅くとも令和3年9月30日から令和4年4月27日までの間	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> <li>「一般に普及している噴射型消火器は『パニック状態になってしまい操作を間違えた』『重すぎで火元まで運べない』『炎の熱で近づけず、満足な初期消火ができない』など、特に高齢者や子供・身障者等『災害弱者』には扱いづらい物でした。『投げ消すS A T（サット）119 eco（エコ）』はそれらの問題点を克服し災害弱者でも迅速な初期消火を可能にします。」</li> <li>・「消火効果は水の約10倍！」</li> <li>・「投げるだけなのでパニック状態でも使える。」及び「消火能力が高い、（避難路の確保にも効果的）。」</li> <li>・「保護力バーから消防剤入りアンプルを取り出し、火元へ向かって投げつけて使用します。どっさの場合に誰でもスッキリと消火することができます。」</li> <li>・「火元近くに投げられたアンプルから消火液が飛び散ります。その際の水分蒸発作用によつて燃焼物を冷やします。また、消火剤から発生するアンモニアガスが燃焼連鎖反応を抑制します。同時に、消火剤から発生する炭酸ガスが燃焼面への酸素を遮断します。」及び別添写し7の枠囲み(1)のイラストと共に、「ガスを発生 アンモニ</li> </ul>	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品⑤1本に火元に本件商品⑤1本を投げただけで、本件商品⑤の消火効果も作用して、当該火災を消すことができる効果

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	効果
			<p>アガス・炭酸ガス 連鎖反応を抑制 冷却効果 酸素を遮断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「どんな火災に効果があるの？」と題し、「『投げ消すサット119エコ』は普通火災（木・紙・布の火災）の初期消火に有効です。初期消火を超える火勢の火災においては完全に消火する事は困難ですが、火災を完全に消火できない場合でも、投げつけた周辺の火勢は一時的に弱まりますので、その時に避難するという使用法も有効です。※初期消火：炎の高さが天井に届く前までに行う消火活動、（出火から3分間程度）」、「初期消火」及び「初期消火用（炎が天井に届くまで）」との記載と共に、別添写し7の枠囲み(2)のイラスト</li> </ul>	
遅くとも令和3年9月30日から令和4年4月27日までの間	動画広告		<p>（別添写し7）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「住宅火災が発生。家の中にはまだ逃げ遅れた人が。しかし、そこはすでに火の海。炎に包まれている。そんな絶体絶命のピンチで燃え盛る火をものともせぬ人命を救う秘密兵器がある。」、「500m 1 のペットボトルとほぼ同じ大きさだがその能力は驚異的。なんとこの激しい炎を瞬時に消してしまうという。」及び「みるうとに炎が消えた。時間はわずか5秒。」との音声と共に、本商品⑤1本を使用して火を消す様子を示す映像</li> <li>「一体なぜ瞬時に巨大な炎を消せるのか。ボトルが熱に触れると炭酸ガスが発生。これが酸素を遮断し鎮火する。」との音声と共に、「なぜ巨大な炎を消せるのか？」との文字の映像、本商品⑤1本を使用して火を消す様子を示す映像及び「炭酸ガス」との文字の映像及び炭酸ガスが空中に充満して消す様子を示すイメージ映像</li> <li>「今や家庭用のものも普及。実に頼もしい最新の消火器だ。」との音声と共に、「頼もしい最新消火器」との文字の映像及び本商品⑤1本を使用して火を消す様子を示す映像</li> </ul> <p>（別添写し8）</p>	

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	効果
平成29年 2月1日から令和4年 4月27日 までの間	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いざという時、あわてない 誰でも使える次世代消火器具」、「投げて消す！」、「火災警報器のように一家に一本あれば安心！」及び「火災時の逃げ道確保」との記載と共に、別添写し9の枠囲み(1)のイラスト</li> <li>「とっさの時も火元に投げ込むだけ」、「火元の近くで消火薬剤が飛び散り消火効果を発揮」、「軽く投げても確実に割れる」、「人及び「火災は出火から3分間で天井に炎が届き、初期消火の範囲を超えてしまいます。その場合は、消火器でも消火することが難しくなります。」との記載と共に、別添写し9の枠囲み(2)のイラスト</li> <li>「ペニックにならず簡単だから誰でも使える！」、「握力が弱いお年寄りでも！」、「留守番のお子様でも！」、「お子様でも簡単に消火活動」及び「火に近づかなくとも火元に投げるだけで、充分な消火効果！」との記載と共に、別添写し9の枠囲み(3)のイラスト</li> <li>「お年寄りやお子様、女性にもカンタン」</li> <li>「初期消火」及び「初期消火用(炎が天井に届くまで)」との記載と共に、別添写し9の枠囲み(4)のイラスト</li> <li>別添写し9の枠囲み(5)の画像 (別添写し9)</li> </ul>	<p>一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災の火元に本件商品⑤1本を投げただけで、本件商品⑤の消火剤から発生するガスの消火効果も作用して、当該火災を消すことができる効果</p>	
平成22年 3月12日から令和4年 4月27日 までの間	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> <li>「一般的な噴射型消火器は特に高齢者や子供・身体障害者の方には扱いづらい物です。『投げ消すサット119エコ』はこのようない題に対応する為に開発されました。」及び「投げるだけ！誰でも使える」</li> <li>「投げるだけ！誰でも使える」、「アンプルが割れると熱によって消火薬剤から消火ガスが発生します。」及び「発見→投げる→消火」との記載と共に、別添写し10の枠囲み(1)の画像</li> <li>「発生するアンモニアガスが燃焼連鎖反応の負触媒となります。(連鎖反応を抑制)同時に発生した炭酸ガスが燃焼面への酸素を遮断し</li> </ul>	<p>一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の隣の部屋や天井に炎が燃え広がる前までの火災の火元に本件商品⑤1本を投げただけで、本件商品⑤の消火効果から発生するガスの消火効果も作用して、当該火災を消すことができる効果</p>	

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	効果
			<p>燃焼を抑えます。（酸素を遮断）」、「優れた再燃防止効果を発揮します。」、「消火ガス発生」、「アンモニアガス」、「炭酸ガス」、「酸素を遮断」、「連鎖反応抑制」、「冷却効果」及び「燃焼」との記載と共に、別添写し10の枠囲み(2)の画像</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「どんな火災にも効果があるの？」と題し、「『投げ消すサット119エコ』は屋内の初期消火※に有効です。初期消火※を超える火勢の火災においては完全に鎮火する事は困難ですが、火災を完全に鎮火できない場合でも、投げつけた周辺の火勢は一時的に弱まりますので、逃げ道に向けて投げ込み、火が収まったときに逃げるという使用法も有効です。※隣の部屋や天井に炎が燃え広がる前の状態までにを行う消火活動。」</li> <li>・「消火設備に投げ消すサット119エコを加える事で高齢者やお子様でも使いやすい消火設備になります。」</li> </ul> <p>(別添写し10)</p>	

消表対第663号  
令和4年5月24日

株式会社メディプラン  
代表取締役 勝樂 美幸 殿

消費者庁長官 伊藤 明子  
(公印省略)

### 不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「消える魔球」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っている又は行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

#### 1 命令の内容

(1) 貴社は、本件商品の取引に關し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく行っている次に掲げる表示をしている行為を速やかに取りやめなければならない。

本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、遅くとも令和3年7月8日以降、「M e d i - p l a n」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、「火元に向かって投げるだけで火を消し止めます。軽量・小型なのでお子様や女性や高齢者の方でも安心してご使用できます。」、「素早く消火！ 消火能力は、水の約10倍。わずか3～5秒で消火できます。」等と表示するなど、別表1「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、一般的な住宅の居室内で発生する、炎の高さが大人の身長程度までの火災の火元に本件商品1個を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果が得られるかのように示す表示

(2) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に關して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、遅くとも令和3年7月8日以降、自社ウェブサイトにおいて、「火元に向かって投げるだけで火を消し止めます。軽量・小型なのでお子様や女性や高齢者の方でも安心してご使用できます。」、「素早く消火！ 消火能力は、水の約10倍。わずか3～5秒で消火できます。」等

と表示するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、一般的な住宅の居室内で発生する、炎の高さが大人の身長程度までの火災の火元に本件商品1個を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (4) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (5) 貴社は、前記(1)に基づいてとった措置、前記(2)に基づいて行った周知徹底及び前記(3)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

- (1) 株式会社メディプラン（以下「メディプラン」という。）は、岡山市中区西川原68番地1に本店を置き、消火用具の販売業等を営む事業者である。
- (2) メディプランは、本件商品を自ら又は小売業者を通じて一般消費者に販売している。
- (3) メディプランは、本件商品に係る自社ウェブサイト、商品パッケージ及び「YouTube」と称する動画共有サービスにおける動画広告（以下「動画広告」という。）の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア メディプランは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、遅くとも令和3年7月8日以降、自社ウェブサイトにおいて、「火元に向かって投げるだけで火を消し止めます。軽量・小型なのでお子様や女性や高齢者の方でも安心してご使用できます。」、「素早く消火！ 消火能力は、水の約10倍。わずか3～5秒で消火できます。」等と表示するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、一般的な住宅の居室内で発生する、炎の高さが大人の身長程度までの火災の火元に本件商品1個を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果が得られるかのように示す表示をしている又は表示をしていた。
- イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、メディプランに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたとこ

ろ、メディプランは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

### 3 法令の適用

前記事実によれば、メディプランが自己の供給する本件商品の取引に関し行っている又は行っていた表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしている又は表示をしていた行為は、同法第5条の規定に違反するものである。

### 4 法律に基づく教示

#### (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができない。

#### (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があつた場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表1

表示期間	表示媒体	表示内容
遅くとも令和3年7月8日以降	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> <li>「火元に向かって投げるだけで火を消し止めます。軽量・小型なのでお子様や女性や高齢の方でも安心してご使用できます。」</li> <li>「小さくて軽いので、女性やお子様でも投げやすく命中させやすい。」</li> <li>「素早く消火！ 消火能力は、水の約10倍。わずか3～5秒で消火できます。」</li> <li>「火元に向かって投げるだけだから事前の知識は全く必要ありません。」</li> <li>「発見したら→火元に投げる→即消火」との記載と共に、別添写し1の枠囲みの画像</li> <li>「ラクラク簡単に消せる様子を動画でご覧ください！」</li> <li>「素早く簡単、『投げる消火剤』思わぬ火災の初期消火に！」</li> </ul> <p>(別添写し1)</p>
遅くとも令和元年9月1日以降	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「使用方法」、「火元に向かって投げるだけ 火に近づかず、消火作業ができます」及び「発見したら→火元に投げる→即消火」との記載と共に、別添写し2の枠囲みの画像</li> </ul> <p>(別添写し2)</p>
遅くとも令和元年9月1日以降	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「火元に向かって投げるだけ！」</li> <li>「火元に向かって投げるだけ 事前の知識は必要なし！」</li> <li>「小さくて軽いので、女性や高齢者、お子様にも投げやすい！」</li> <li>「素早く消火！ 消火能力は、水の約10倍 わずか3～5秒で消火！」</li> <li>「使用方法」、「火元に向かって投げるだけ 火に近づかず、消火作業ができます」及び「発見したら→火元に投げる→即消火」との記載と共に、別添写し3の枠囲みの画像</li> </ul> <p>(別添写し3)</p>
平成24年6月25日以降	動画広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性や子供、お年寄りでも慌てずスピーディに消火できるボール型の消火剤、『消える魔球』ma Q—I。」、「大きさは野球の硬式ボールと同じ。」及び「小さくて軽いので、女性や子供、お年寄りでも投げやすくて命中させやすい。」との音声と共に、本件商品1個を使用して火を消す様子を示す映像</li> <li>「小さな衝撃でも簡単に割れるので、確実に炎を消し止めます。」との音声と共に、本件商品を落として割る映像</li> <li>「消火能力は水のおよそ10倍。」及び「御覧のようにわずか3秒から5秒で消火できます。」との音声と共に、本件商品1個を使用して火を消す様子を示す映像</li> <li>「消火器は火元に直接噴射しないと効果がありませんが、この消える魔球ma Q—Iは火元に向かって投げるだけ。」</li> </ul>

表示期間	表示媒体	表示内容
		<p>との音声と共に、本件商品 1 個を使用して火を消す様子を示す映像</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「このボールなら私でも簡単に消すことが出来ました」との文字の映像と共に、女性が「このボールなら私でも簡単に消すことが出来ました。」と話し、子どもが「すぐに消えてすごかったです。」と話す様子の映像</li> <li>「発見したら」、「火元に投げる」及び「即、消火」との文字の映像と共に、本件商品 1 個を使用して火を消す様子を示す映像</li> <li>本件商品 1 個を使用して火を消す様子を示す映像</li> </ul> <p>(別添写し 4)</p>

別表2

表示期間	表示媒体	表示内容
遅くとも令和3年7月8日以降	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> <li>「火元に向かって投げるだけで火を消し止めます。軽量・小型なのでお子様や女性や高齢の方でも安心してご使用できます。」</li> <li>「小さくて軽いので、女性やお子様でも投げやすく命中させやすい。」</li> <li>「素早く消火！ 消火能力は、水の約10倍。わずか3～5秒で消火できます。」</li> <li>「火元に向かって投げるだけだから事前の知識は全く必要ありません。」</li> <li>「発見したら→火元に投げる→即消火」との記載と共に、別添写し1の枠囲みの画像</li> <li>「ラクラク簡単に消せる様子を動画でご覧ください！」</li> <li>「素早く簡単、『投げる消火剤』思わぬ火災の初期消火に！」</li> </ul> <p>(別添写し1)</p>
遅くとも令和元年9月1日以降	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「使用方法」、「火元に向かって投げるだけ 火に近づかず、消火作業ができます」及び「発見したら→火元に投げる→即消火」との記載と共に、別添写し2の枠囲みの画像</li> </ul> <p>(別添写し2)</p>
遅くとも令和元年9月1日以降	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「火元に向かって投げるだけ！」</li> <li>「火元に向かって投げるだけ 事前の知識は必要なし！」</li> <li>「小さくて軽いので、女性や高齢者、お子様にも投げやすい！」</li> <li>「素早く消火！ 消火能力は、水の約10倍 わずか3～5秒で消火！」</li> <li>「使用方法」、「火元に向かって投げるだけ 火に近づかず、消火作業ができます」及び「発見したら→火元に投げる→即消火」との記載と共に、別添写し3の枠囲みの画像</li> </ul> <p>(別添写し3)</p>
少なくとも令和元年9月1日から令和3年4月30日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「火元近くの床や壁に投げるだけ！」</li> <li>「火元に向かって投げるだけ 事前の知識は必要なし！」</li> <li>「小さくて軽いので、女性や高齢者、お子様にも投げやすい！」</li> <li>「素早く消火！ 消火能力は、水の約10倍 わずか3～5秒で消火！」</li> <li>「使用方法」、「火元近くの壁や床に向かって投げるだけ 火に近づかず、消火作業ができます」及び「発見したら→火元に投げる→即消火」との記載と共に、別添写し5の枠囲みの画像</li> </ul> <p>(別添写し5)</p>

表示期間	表示媒体	表示内容
平成24年 6月25日 以降	動画広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性や子供、お年寄りでも慌てずスピーディに消火できるボール型の消火剤、『消える魔球』m a Q – I。」、「大きさは野球の硬式ボールと同じ。」及び「小さくて軽いので、女性や子供、お年寄りでも投げやすくて命中させやすい。」との音声と共に、本件商品1個を使用して火を消す様子を示す映像</li> <li>・「小さな衝撃でも簡単に割れるので、確実に炎を消し止めます。」との音声と共に、本件商品を落として割る映像</li> <li>・「消火能力は水のおよそ10倍。」及び「御覧のようにわずか3秒から5秒で消火できます。」との音声と共に、本件商品1個を使用して火を消す様子を示す映像</li> <li>・「消火器は火元に直接噴射しないと効果がありませんが、この消える魔球m a Q – Iは火元に向かって投げるだけ。」との音声と共に、本件商品1個を使用して火を消す様子を示す映像</li> <li>・「このボールなら私でも簡単に消すことが出来ました」との文字の映像と共に、女性が「このボールなら私でも簡単に簡単に消すことが出来ました。」と話し、子どもが「すぐに消えてすごかったです。」と話す様子の映像</li> <li>・「発見したら」、「火元に投げる」及び「即、消火」との文字の映像と共に、本件商品1個を使用して火を消す様子を示す映像</li> <li>・本件商品1個を使用して火を消す様子を示す映像</li> </ul>

(別添写し4)